

日本パラリンピック委員会加盟競技団体要項

第1条（目的）

この要項は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「JPC」）運営規程第6条に定める競技団体の加盟及び脱会の要件等を定めたものである。

第2条（要件）

JPC加盟競技団体は、次の要件をすべて満たしていることを必要とする。

- (1) 法人格を有していること。（本要項施行日の時点で法人格を有しない団体は令和2年から令和3年度中に法人格を有すること）
- (2) 公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下「JP SA」）登録団体または準登録団体であること。
- (3) 当該競技国内唯一の中央競技団体であること。
- (4) 原則として、過去から継続して全国規模の大会を開催した実績があること。
- (5) パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会、アジアパラ競技大会等国際総合競技大会、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」）に加盟している障がい別競技団体等が主催する大会における実施競技を統括していること。
- (6) 本要項第4条に定めるとおり、JP SAを含む統括団体（公益財団法人日本スポーツ協会ならびに公益財団法人日本オリンピック委員会）が実施する適合性審査を受け、スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞（以下「コード」）の適合性が認められること。

第3条（権利）

JPC加盟競技団体は、次の権利を有する。

- (1) JPC加盟競技団体会議等に参加する権利
- (2) JPCが加盟競技団体のみを対象として行う意見募集に応募する権利
- (3) JPCが行う加盟競技団体を支援する事業を利用する権利
- (4) JPCが保有する情報のうち、JPCが提供を認めた情報を取得する権利

第4条（義務）

- (1) JPCへの加盟を希望する団体は、関係法令、JP SA及びJPC諸規程等を遵守しなければならない。
- (2) JPCへの加盟を希望する団体は、次の①から⑧の書類を添付した加盟申請書をJPCが別に定める日までに遅滞無く提出しなければならない。
 - ① 競技者規程、競技団体強化指定選手・スタッフおよび日本代表選手・スタッフ選考規程
 - ② 強化指定選手・スタッフ名簿
 - ③ 国際大会開催、参加実績
 - ④ 前事業年度の事業報告書および決算書類（監査報告書を添付すること）

- ⑤ 倫理・コンプライアンス関連規程
- ⑥ I P C承認の国際競技連盟の有無および当該団体との関係を証明する書類
- ⑦ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- ⑧ J P S A倫理規程誓約書

(3) J P C加盟団体は、コードへの適合状況について自己説明および公表を年1回実施するとともに、J P S Aを含む統括団体が実施する適合性審査を4年毎に受け、適合性が認められること。

第5条（承認および脱会）

J P C加盟の可否は、J P C運営委員会での審議をへて、J P C運営委員会の決議により、承認される。

- (1) J P C運営委員会は、J P Cへの加盟を希望する団体から、本要項第4条に定める申請書類の提出があった場合は、書類および当該競技団体の組織体制の整備状況、健全性、発展性等を踏まえ加盟の可否を審議する。
- (2) J P C運営委員会の決議により、J P C加盟を認められた団体は、承認通知を受領後、遅滞無く分担金10万円を納入しなければならない。
- (3) J P C加盟団体がJ P Cを脱会しようとする場合は、その理由を明記した脱会届を団体代表者名で提出し委員長の承認を受けなければならない。

第6条（指導・助言）

- (1) J P Cは、自らの目的を達成するために必要があると認めるときは、J P C加盟競技団体に対し、事業の運営について必要な指導助言、処分等を実施することができる。
- (2) J P Cは、J P C加盟競技団体における適切な組織運営を確保するために、加盟競技団体に対し、当該競技団体の組織運営および活動の状況に関して報告を求めることができる。
- (3) 前項の目的のために、J P Cの職員またはJ P Cの指定する者は、当該競技団体の事務所に立入り、その組織運営および活動の状況に関する会計帳簿、書類その他の資料を閲覧、複写、当該競技団体の役職員および関係者に必要な事項を聴取することができる。

第7条（処分）

加盟競技団体が本要項第2条に定める要件を欠いた場合、また本要項第4条に定める義務に著しく違反した場合、加盟競技団体が管理運営に適正を欠いた行為を行った場合には、J P S Aが定める「登録・加盟競技団体の処分に関する内規」に拠り処分を行うことができる。

附則

- 1. この要項は、令和2年4月16日から施行する。